

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_10
ー生命保険や個人年金保険の税金②ー

2024.8.22

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

生命保険と個人年金保険の税金②



何か生命保険とか個人年金保険の税金ってちょっと難しいそうだけど、母さん詳しいか。



詳しいわけじゃないじゃん、お父さん。で、うちに何か関係あるのかしら。



個人年金かけているけど、今は契約者＝受取人は私、被保険者は母さんになっているのだけど、受取人を母さんに変更しようかと考えているんだ。母さんがどの道、使用するし。



「ちょっと待った！」って昔TV番組ありましたけど、まさにそういう状況ですね。



どういうことなんですか、先生。よくわかりません。



契約者は保険料を負担する人なので、今度、受取人を奥様にするると贈与になってしまいます。変更時には課税されませんが、1回目の受取開始時点で贈与税がかかり、年金を受け取るたびに所得税はかかります。

生命保険と個人年金保険の税金②

贈与税は結構高いと聞くけど、どうしたらいいのですか。そんな税金払ったら折角、母さんのためと思って受取人変更しても逆に意味がなくなりますよね。



その通りです。対策はご主人から保険料相当のお金を奥様に贈与して契約者を奥様に変更する方法があります。そうすると贈与税でなく雑所得の所得税課税なので税金はかからないかかなり少なくなります。



知らずに変更するとぞっとしますよね。他に何か方法ありますか。



契約関係はそのまま、ご主人が受け取ってご主人の所得税課税になります。その後、暦年贈与で奥様に贈与すると110万円までは贈与税がかかりません。



いろいろ方法あるのですね。最終的に私がもらうことになるので、わざわざ高い贈与税なんか支払いたくないですから。



後、知っておいていいのはどういう給付金が非課税になることと、生命保険や医療保険、個人年金保険の所得税控除は知っておくといいですね。確定申告すると税金が少し安くなります。



本日、是非、知っていただきたいこと

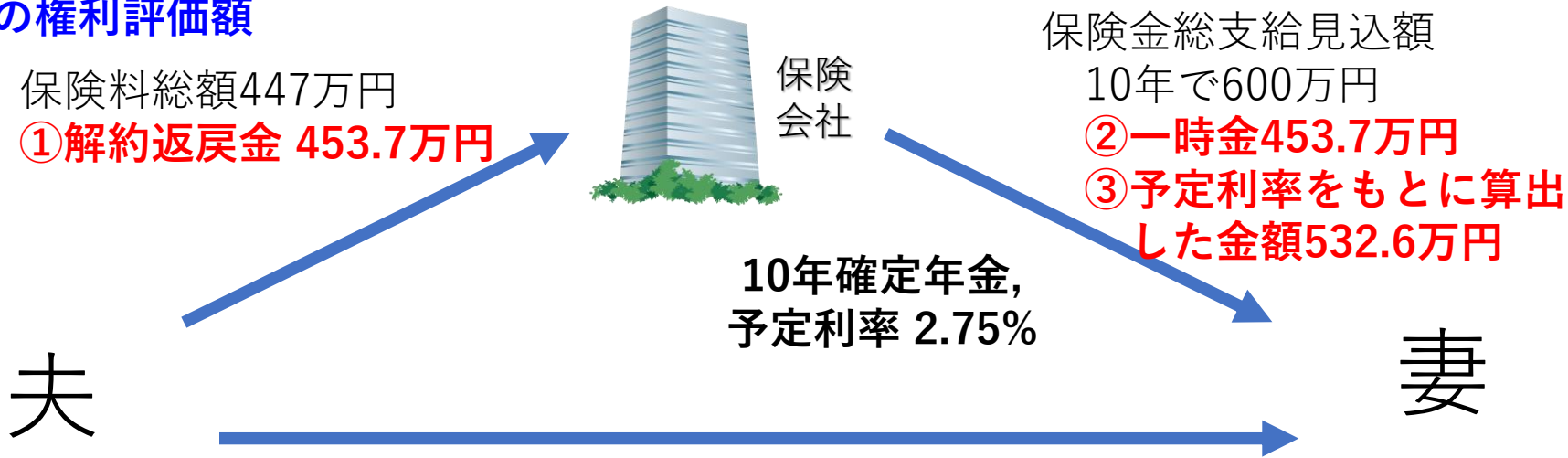
- ✓ 個人年金保険の場合、契約者＝受取人＝夫の場合、契約者（＝保険料負担者）はそのままで受取人を妻に変更すると、初回の受給時点で贈与税がかかります。
- ✓ 贈与税は税率が高いため、暦年贈与を活用することにより回避することができます。保険料相当額を夫から妻へ贈与すると妻の所得税に、又は夫が受け取る年金を夫から妻に暦年贈与の非課税の範囲で贈与するとよいでしょう。
- ✓ 生命保険や個人年金保険の保険料の控除を利用して確定申告をしましょう。また、非課税になる給付金も知っておきましょう。

個人年金の税金

夫が契約者（＝保険料負担者）、妻が被保険者＝年金受取人の場合、年金受取開始時点で多額の贈与税がかかってきます。夫のせっかくの思いが半減してしまいます。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人
夫 	妻 	妻 

STEP1 年金受給権の権利評価額



①、②、③で高い金額が、年金受給権の権利評価額になります。
＝532.6万円

個人年金の税金 ～保険料の暦年贈与～

贈与税課税を避けるには、夫から妻に保険料を暦年贈与するなりして、契約者を妻自身にする方法があります。
この場合は所得税課税になりますが、一般に贈与税より税金は低くなります。

STEP2 課税価格の計算

権利評価額	－	基礎控除	=	基礎控除後の課税価格
532.6万円	－	110万円	=	422.6万円

STEP3 贈与税額の計算（配偶者への贈与のため一般贈与の税額速算表より）

基礎控除後の課税価格	*	税率	－	控除額	=	贈与税額
422.6万円	*	30%	-	65万円	=	61.78万円

※ 年金受取開始時に、61.78万円の贈与税が妻にかかってしまう！！ 課税を避けるには。。。

◆ 毎年の年金受取時には**雑所得課税**がされる。



保険
会社

保険料

契約者＝被保険者＝受取人
(保険料負担者)



暦年贈与で保険料分45万円/年を贈与



個人年金の税金 ～年金の暦年贈与～

もう一つの方法は保険料支払い中に契約者である夫が自分を受取人に変更します。この場合も所得税課税になり贈与税よりは低くなります。夫は妻に非課税の範囲で暦年贈与をします。

※ 年金受取開始時に、61.78万円の贈与税が妻にかかってしまう！！ 課税を避けるには。。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人
夫 	妻 	夫 

夫は自分が保険料を負担しているので受取人を自由に変更できる

保険料総額447万円
①解約返戻金 453.7万円



保険会社

10年確定年金,
予定利率 2.75%

年金

生活費

暦年贈与<110万円
(非課税)



保険の税金早見表

契約者、被保険者、受取人の組み合わせで相続税、贈与税、所得税が課税されます。

	条件	契約者	被保険者	受取人	税金
死亡 保険金	契約者 = 被保険者	A	A	B	相続税
	契約者 = 受取人	A	B	A	所得税 (一時所得)
	契約者 ≠ 被保険者 ≠ 受取人	A	B	C	贈与税
満期 保険金	契約者 = 受取人	A		A	所得税
	受取人が契約者以外	A		B	贈与税
個人年金 保険の 年金	契約者 = 受取人	A		A	所得税 (毎年、雑所得)
	契約者 ≠ 受取人	A		B	贈与税 (受取開始時) 所得税 (2年目以降毎年)



保険の税金早見表

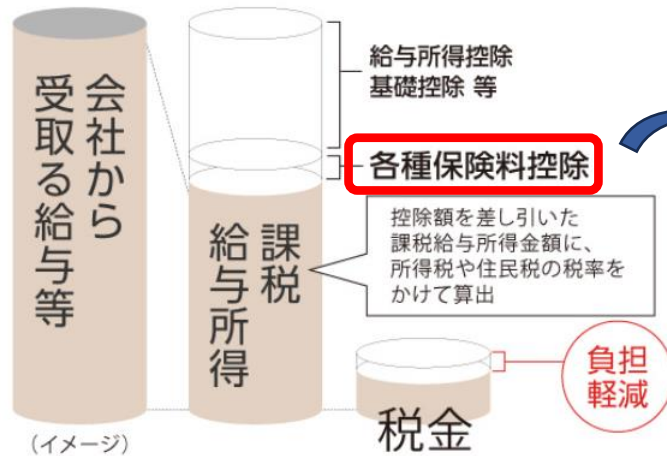
保険、年金で非課税の扱いの給付金もたくさんあります。

各種保険契約	解約返戻金	所得税 (一時所得)
生命保険	祝い金、生存給付金	所得税」 (一時所得)
生命保険	高度障害保険金	非課税
特定疾病保証保険	特定疾病保証金	非課税
生命保険	リビングニーズ特約保険金	非課税
就業不能保証保険	就業不能保険金・給付金	非課税
医療保険	入院・通院・手術給付気金	非課税
介護保険	介護年金・介護一時金	非課税
健康保険	傷病手当金	非課税
国民年金、厚生年金	障害年金、遺族年金	非課税

生命保険の所得控除

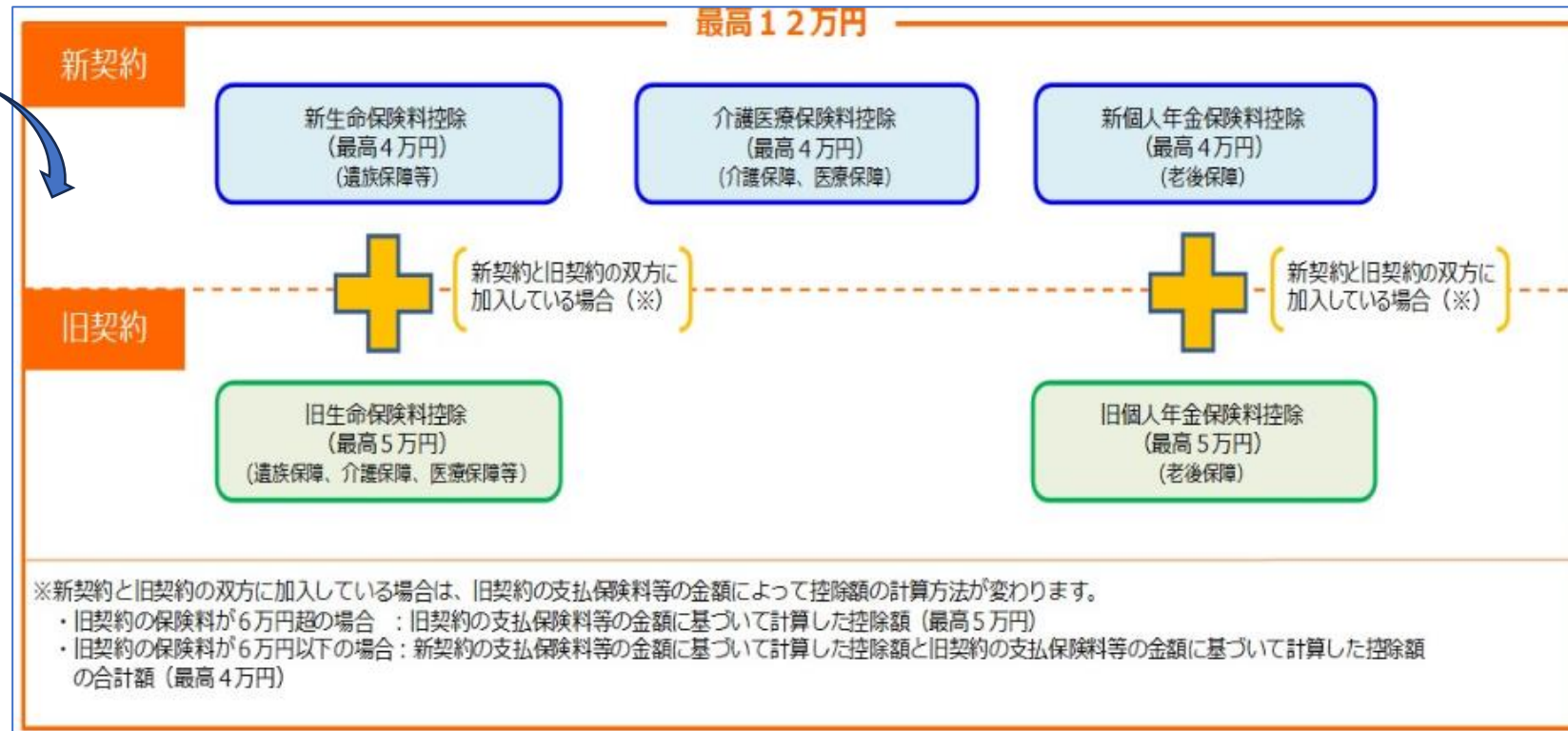
一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つ合計で年間、所得税控除限度120,000円、住民税70,000円を上限として所得控除が可能。年末調整、or 確定申告で還付可能。

保険料控除で税金軽減が！



出所：保険の窓口HP

保険料の支払額によって控除できる金額が決まっています。



出所：国税庁HP

Thinking time !

自分の生命保険や年金保険の登場人物を確認して税金の扱いを知っておきましょう。

自分の加入している保険

- ・自分や家族が関係している生命保険、個人年金保険、収入保障保険の契約者、被保険者、受取人を正しく言えますか。書き出して一覧表にしてみましょう。（たくさんあれば）

税金

- ・その上で、どういう税金がどういう場合にかかってくるのか理解しておきましょう。
- ・個人年金保険の贈与が贈与税課税になるとどうなるかを考えてみてください。



業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

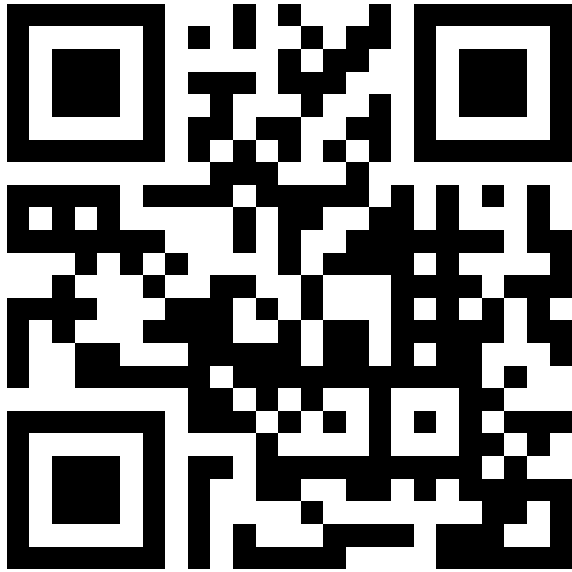
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

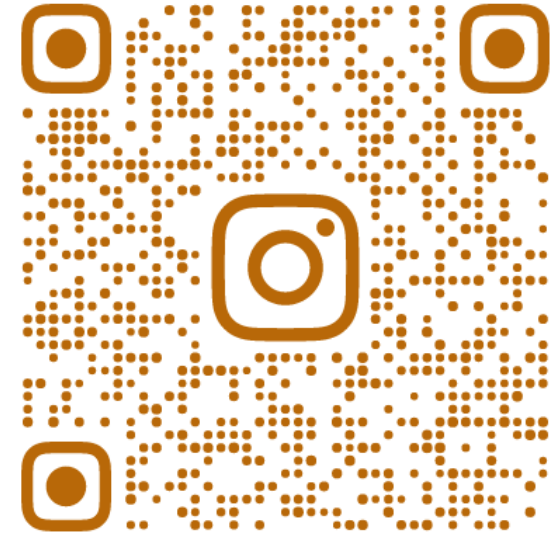
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN